**請負者提出書類処理基準**

（目　的）

　第１　この基準は、東京都板橋区工事施行規程第１８条の規定に基づき、東京都板橋区が施工する工事について必要な提出書類の様式及び処理方法を定めることにより、工事の適正かつ能率的な執行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

　第２　この基準は、東京都板橋区政策経営部が施工する工事の請負及び設計等の委託に係る書類の処理に適用する。

（書類の名称及び様式）

　第３　書類の名称及び様式は、別表のとおりとする。

（処理方法）

　第４　書類の提出時期及び提出部数は別表のとおりとし、工事の進行に伴い、迅速かつ適正に処理する。

（基準に定めのないもの）

　第５　この基準において、定めのないものの処理方法については、東京都財務局の基準を準用することとする。

（監督員の定義）

　第６　この基準において、｢監督員｣とは、東京都板橋区工事施行規定第２条第５号の規定により当該工事の監督を命じられた職員をいう。

付則

　この基準は、平成７年４月１日から適用する。

付則

　この改正は、平成２５年１２月１７日から適用する。

付則

　この改正は、平成２８年４月１日から適用する。

付則

　この改正は、平成３０年４月１日から適用する。

付則

　この改正は、平成３１年４月１日から適用する。

付則

　この改正は、令和２年１２月１日から適用する。

付則

　この改正は、令和３年４月１日から適用する。

付則

この改正は、令和３年７月５日から適用する。

付則

この改正は、令和６年１月２５日から適用する。